

平成 30 年度 第 1 回江津市農業委員会総会

日時：平成 30 年 4 月 20 日(金) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 非農地証明について

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第7 その他

○ 出席農業委員（11 名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子

4 番和田幸子 5 番二本木俊二 6 番大村理之

7 番山本秀彦 8 番田代和秋 10 番原田和徳

11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（9 名）

崎谷靖徳、佐々木康規、佐々木要、河村博幸、井上清澄

流理森、湯浅憲昭、仲津和法、吉岐和功、

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 30 年度、第 1 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。今回から前任の●●●●●さんが退職されて、今日から新たな体制でスタートいたします。皆様のご協力をよろしくお願い致します。昨日、井田や川本の方では種苗の確保をされているようです。因原の方では稲

の苗の配達をされているようで、少し慌ただしくなってきたなと思います。皆さんも体調に気を付けて頂けたらと思います。それでは、ただ今より、平成30年度、第1回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は深野委員、野村推進委員、階本推進委員から欠席の報告がありました。深野委員については一件報告がございますけれど、こちらについては事務局で内容を聞いて頂いておりますので、今日は事務局の方から深野委員の対応をして頂きます。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解いただきましたので、11番 柳原 良雄 委員、2番 山田 博 委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法第18条第6項

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書は3ページをご覧ください。18条第6項の規定による届出についてです。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積が●●●●。賃貸人は●●●●。賃借人は●●●●。解約届出日は平成30年4月2日、解約成立日は平成30年3月27日、土地引渡時期は平成30年4月6日です。解約の理由は合意解約です。次に番号2です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積が●●●●。賃貸人は●●●●。賃借人は●●●●。解約届出日は平成30年4月2日、解約成立日は平成30年3月27日、土地引渡時期は平成30年4月6日です。解約の理由は合意解約です。以上を報告いたします。

会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり、ご了承願います。

《 都治町 》

会 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページをご覧ください。場所の方は、位置図の1ページをご覧ください。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。3条の無償移転です。譲渡人は●●●●。申請事由は、譲渡人の高齢病弱により譲受人の願望に応じることとしました。譲受人は●●●●。申請事由は、譲受人の経営面積の拡張ということです。申請人は内田行政書士さんで、対価は無償譲渡でございます。担当委員は藤井委員です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いします。

3番委員 はい。それでは報告をさせていただきます。位置図には載っていませんが、上の方に国道9号線がこの先にあります。市道都治波来浜線を県道大田井田線に向かって行く道路があります。真ん中あたりに市道都治波来浜線と書いてある文字の下の方に倉庫がありまして、その下は住宅ですが●●さんの住まいです。この間を入れて行きますと、倉庫の裏に斜線がありますが、畑はその裏手の丘陵地で自宅と倉庫の間に入った奥から、階段状になった所を上がって行きますと10mくらいでしょうか、少し高くなった所にあります。●●さんが管理しておられる畑があるのですけれど、かなり奥にあります。現況は畑となっておりますが、実際には大木やら笹などが生えているような形跡があります。長い間、畑としては機能していなかったのかなという感じでした。現在は、●●さんが木の始末をしたり、若干切株等が残っているのですが、周辺も大変綺麗にされて管理をして保たれていましたので、このまま管理して頂けるのが良いのではないかと思います。譲渡人の●●さんの方に管理費を支払うよりも、いっそ無償で全部提供したいという意向がありましたので、今回の申請に至りました。問題無いかと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたので、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく4ページ、位置図は2ページをご覧ください。農地の場所は、●●●●、登記簿現況ともに畑です。合計面積は●●●●。3条の有償移転です。譲渡人は●●●●。申請事由は、譲渡人は一人暮らしで申請地を耕作しておらず、また譲受人の強い要望により譲渡するということです。譲受人は●●●●。申請事由は、譲渡人より申請地を譲り受けて、農業を拡大したいということです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●。担当委員は原田委員です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 場所は位置図の2ページをご覧ください。斜線部分が申請地なのですが、真ん中に右上から左下に走っているのが、国道9号線です。右上辺りに旧江津警察署があります。都野津方面に下って行くと、サンデーズと吾妻会館がある所を左折します。道路沿いに家が2軒あるのですが、その裏手に申請地があります。今週の日曜日に現地確認をしまして、10cmから20cm程度の草がずっと生えている状況で、実際に耕作は現状されていませんが管理をされているような状況に見受けられました。譲受人の方も農業の拡大をしたい意向が出ているようなので、問題はないかと思えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

農地法 第5条

《 嘉久志町 》

会 長 日程第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。場所の方は、位置図の3ページをご覧ください。農地の場所は●●●●、登記簿は雑種地で現況は畑です。面積は●●●●。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的は駐車場。転用理由は、譲受人は申請地を駐車場用地として利用するということです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●。担当委員は原田委員で、工期は許可の日から平成30年12月末日です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 位置図の3ページをご覧ください。中央部分に走っているのが、国道9号線からバイパスに入る道になります。右下に信号機がありますが、これは地場産から出た二つ目の点滅信号機になります。これを国道9号線へ向かって進むと、今、左手に工事をしている所があるのですが、そのすぐ横になります。場所は少し分かりづらいですが、本藤行政書士さんに電話で確認をいたしました。工事している境から2mくらい長細い形になります。周りにコンクリートで囲ってあるような形に見えて、全部そうかなと思ったのですが、そうではなくて、この位置図のような長細くて2mくらいの幅で縦になっております。薬局建設予定地の駐車場に使われるということですが、今工事されている所が病院と薬局が出来ると話を聞いております。その関連で駐車場にしたいということです。近辺には北側は市道で東側は宅地、西側が薬局建設予定地の減やで南側が水路になっており、転用することにより被害を及ぼすことは無いということで、受けています。一応確認をいたしました。問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 松川町太田 》

会 長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 場所の方は、位置図の4ページをご覧ください。農地の場所は●●●●。登記簿現況ともに田です。合計面積が●●●●。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的は車庫及び資材置場です。譲受人は申請地に平成8年から車庫を建築し利用している。また、資材置場としても利用しているとのこと。申請人は本藤行政書士さんで、対価は交換です。担当委員は二本木委員で、工期は平成8年月日不詳で、顛末書が出ています。以上です。

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いします。

5番委員 位置図の4ページをご覧ください。左下に通っている道路は261号線です。下の方は桜江方面で、上の方が江津バイパス方面になります。江津バイパスの方から261号線に入って、約3.4kmの所に山沿いで道路がありまして、左に曲がる入り口がございます。その入り口の所に譲渡人の●●さん宅があります。それからしばらく入って行きますと、位置図の真ん中にあります今回の申請地がございます。この前に譲受人の●●さん、個人で電気屋をされておられますが、その方の家がございます。昨日おととい、現地を確認しましたが、既に車庫と駐車場ということで埋め立てがしてありました。その当時、譲渡人の●●さんのお父さんが亡くなられておりますが、その時代から土地の交換ということで、交換をされて車庫と駐車場ということで埋め立ててされたそうでご

ざいます。その当時、●●さん、●●さん、●●さんの三者で土地の交換をされたそうです。境さんは年齢的に高齢になってきましたので、この際きちんと名義を変更したいということで、申請をされたという状況でございます。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 　議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　場所は位置図の5ページをご覧ください。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。所有権の移転です。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地に居宅を建築して利用するものであるとのことです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10a当たり●●●●。担当委員は原田委員で、工期は許可の日から平成30年12月末日です。以上です。

会 長 　それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 　位置図の5ページをご覧ください。下の辺りにグリーンモールと書いてありますが、この前を斜めに走っているのが国道9号線です。嘉久志方面から行きますと、下の方から上にあがって行くと嘉久志町から江津町へ行く形です。グリーンモールの前を通過して交差点がありますが、そこを左折すると済生会へ行く道になります。交差点の角にあるのがAコープです。交差点を左折して済生会方面へ曲がりまして、Aコープを右に見ながら左に折れる道があります。そこを入れて200mくらい行きますと斜線がしてあります、申請地になります。

先週の日曜日に確認をいたしました。周辺は、一部南側は宅地に面して、多少作物を作っている農地があるのですが、これは農地の所有者の方に同意を得ているということで、被害防除のためにコンクリートブロックを設置するという  
ことで、問題は無いと思います。資金調達の方も出来ていますので、大きな問題は無いかと思しますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 　議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 6 ページをご覧ください。場所は位置図の 6 ページをご覧ください。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的は個人住宅です。転用理由は申請地に居宅を建築して利用するものであります。申請人は本藤行政書士さん、対価は 10a あたり●●●●。担当委員は原田委員です。工期は許可の日から平成 31 年 2 月末日になっています。以上です。

会 長 　それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10 番委員 　位置図は 6 ページをご覧ください。場所は右上から左下に走っていますが、国道 9 号線です。上側が江津町方面で下側が和木町方面になります。斜線部分が申請地なのですが、国道 9 号という文字が真ん中あたりに見えますが、このすぐ上にあります四角い建物は、井廻医院になります。井廻医院の前の南側、江津方面から行くと左折になりますが、両サイドブロック塀で囲ってある細い道があります。ここを入れて行きますと 50m も行かないと思いますが、この

斜線部分の申請地へ辿り着くという場所になります。こちら先日の日曜日に、確認をいたしました。現況は畑となっておりますが、現状は砂利が敷いてありまして、駐車場に使っていたのかなと思うような部分で、ラインでは無いですがロープで車が止められるように何台かしてありました。以前は駐車場として使っていたのではないかという感じで確認しまして、行政書士さんの方へその話をしまして、どうなのだろうかということで確認をいたしました。そうしますと、今の持ち主では無く以前の持ち主の方、お父さんかと思いますが、その時に社会福祉法人いわみ福祉会杉の子作業所というのが、この申請地の前にありまして、そこに何年か前には駐車場として貸していたことがあると言われていました。今は貸してはいないそうですが、現況がどう見ても駐車場に見えるので、顛末書が何か付けられた方が良いのではと話をしましたら、出されるということでした。家を建てたいということなので、周りにはほとんど農地はありませんが、申請地の南側辺りに一部農地がありまして、耕作をされているということなので、その所有者の方には同意を得ているそうです。被害防除のためのコンクリートブロックを設置して、被害がないようにしますということでした。資金調達も出来ていますし、問題は無いかと思しますので、ご審議の程よろしくをお願いします。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

10番委員 　顛末書は、あとから出すと言われていましたが、出ていますか。

事務局 　届いております。

会 長 　他にご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

◀ 渡津町 ▶

会 長 　議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の5について」を

議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 場所の方は、位置図の 7 ページをご覧ください。土地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。使用貸借です。貸付人は●●●●。借受人は●●●●。転用目的は車庫用地です。転用理由は、使用借人は昭和 60 年より申請地を借りて車庫を建築し利用しているということです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は無償です。担当委員は佐々木委員で、工期は昭和 60 年月日不詳からということで、顛末書が出ています。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をします。位置図の 7 ページをご覧ください。Y の字になった道路がありますが、右側は江津バイパス方面です。それから、Y の字の左側はキヌヤがある方向です。この線はバイパスから 261 号線になります。現地の渡津町 282 番 1 については、バイパス交差点から約 1 キロの所になっていまして、バイパスの方から行きますと右に曲がりまして、江の川の堤防に向かって突き当たりを左折します。ここは一方通行になっています。●●●●さんと●●●●さんは親子の関係でして、親子の住宅は並んで建てております。顛末書も出ていますように、昭和 60 年より車庫として建てられている所であります。道路に面した所に建てており、裏手あるいは国道沿いについては、現在、畑として多数の方が耕作されておられます。この件については、既に 33 年が経過しており顛末書が出ていること等を踏まえ、周辺の農地に被害を及ぼすことは無いと見えますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

●●番委員 ●●●●さんと●●●●さんは親子ですか。

会 長 はい。親子です。

●●番委員 住所の番地が同じですが、一緒に住んでいるのですか。

会 長 同じ所です。家が並んでいます。

●●番委員 親子でも使用貸借でされるのですかね。

会 長 そのようですね。家に伺いまして、息子さんはおられませんでした。お父さんにお聞きしました。ここを建てる時には、当時すでに畑から転用の処理が済んでいたかと思っていたと言われていました。他にご質問はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 5 については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 6 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 場所は位置図の 8 ページをご覧ください。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。所有権の移転です。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的は貸駐車場です。転用理由は、譲受人は申請地を貸駐車場として利用するということです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●●。担当委員は大村委員で、工期は許可の日から平成 31 年 2 月末日です。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

6 番委員 それでは説明をさせていただきます。位置図の 8 ページをご覧ください。9 号線沿いに申請地がありまして、都野津側に区画があるのが小川鉄鋼です。北側が 9 号線で、南側と西側は雑種地となっております。東側は宅地になっておりまして、転用することに周囲に被害を及ぼすことは無いと考えられます。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 6 については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 7 について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 7 ページ、場所は位置図の 9 ページをご覧ください。土地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。使用貸借です。貸付人は●●●●。借受人は●●●●。転用目的は個人住宅及び店舗です。転用理由は、申請地を無償で借りて農業用倉庫を改装して個人住宅とし、また店舗を建築したいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は無償です。担当委員は深野委員です。工期は第 1 期が平成 29 年 1 月から平成 29 年 3 月、第 2 期が許可の日から平成 31 年 3 月 31 日です。こちらは始末書が出ております。以上です。

会 長 それでは、事務局から調査結果の報告をお願いします。

事務局 場所ですが、江津道路と県道皆井田江津線が交わった所から、約 200m 進んだ所に申請地があります。今、江津コンクリートのトマトのハウスが建っておりますが、その先となっております。現況は既に建物が建っており、周りに及ぼす影響は無いと思います。よろしく願いいたします。

会 長 冒頭でお伝えしたように、今日は深野委員が欠席ですので、事務局から併せて説明をして頂きました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 7 については、可決されました。

非農地証明

《 跡市町 》

会 長 次に日程第 5、議案第 3 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員と佐々木要推進委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 8 ページ、場所は位置図の 10 ページをご覧ください。写真も用意し

ておりますので、そちらも一緒にご覧下さい。農地の場所は●●●●。登記簿は田で現況は原野となっております。面積は合計で●●●●。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●。非農地の事由は、申請地は昭和 52 年月日不詳より耕作しておらず、原野となっている。復田は困難であるということです。申請人は本人です。担当委員は農業委員の和田委員と、農地利用最適化推進委員の佐々木要委員です。以上です。

会 長 それでは、和田委員と佐々木推進委員から調査結果の報告をお願いします。先に和田委員より調査結果の報告をお願いします。

4 番委員 位置図を横にして見て頂きますと、県道皆井田江津線、ちょうど跡市が切れた所から後山工務店がありまして、その先を長谷方面へ行く途中に、県道皆井田江津線から右の方へ入って約 1.5 キロの辺りに、細い道ですが進みますと申請地がございました。4 月 14 日に佐々木推進委員と現地の確認に行きましたら、写真の非農地証明 1 のように木が生えていたり、災害の時に流れた物やら、ほとんど原野状態でした。この地区の自治会長の方に聞きましたら、江津町に宇津巻さんが出ておられますが、とても帰って来ることは困難だということで、復元は無理なようです。非農地の申請が出ておりますが、妥当だと思います。以上です。

会 長 それでは、佐々木推進委員より調査結果の報告をお願いします。

佐々木要推進委員 和田農業委員と一緒に現地調査へ行きました。大きい木が全体に生えておりまして、周囲はほとんど山林化しておりました。とても農地としては見られません。非農地証明をした方が適切ではないかと判断いたしました。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

《 桜江町市山 》

会 長 次に議案第 3 号「非農地証明の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員と井上推進委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 8 ページと 9 ページをご覧ください。場所は位置図の 11 ページになります。写真もありますのでご覧ください。農地の場所は●●●●。登記簿は田と畑です。現況は原野と山林になっております。面積は田が●●●●、畑が●●●●で合計が●●●●。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●、相続人が●●●●。非農地の事由は、申請地は昭和 47 年豪雨災害により耕作放棄されており、現況は原野と山林になっているということです。申請人は佐々木行政書士さんです。担当委員は農業委員の田代委員と農地利用最適化推進委員の井上委員です。以上です。

会 長 それでは、田代委員及び井上推進委員から調査結果の報告をお願いします。先に田代委員より調査結果の報告をお願いします。

8 番委員 場所ですが位置図の 11 ページと、非農地証明 2 の航空写真が出ておりますので、そちらをご覧ください。航空写真の方に道に沿って白い線が書いてありますが、右側が市山の応儀医院から市道後山線がありまして、落合橋の方に玉川薬局、応儀医院の隣に玉川薬局があるのですが、玉川薬局から市道後山線に入って、そこから 500m 位入った所の川沿いに沿っての土地になります。申請地は昭和 47 年豪雨災害により耕作放棄と書いてありますけれど、正直な所を申しますと、●●●●つきましては、約 9 年前に土囊業者にお願いをして、ここを農地一括させました。2 年程、ここを耕作していました。●●と●●の境ですが、高低差が 5m 位ありまして、高低差を石垣で組んでいたのですが、その石垣がはらんだ状態になって農機具を入れることが大変危険だということです。それから、猪の被害がかなり多くて、2 年半くらいされて返しました。その後、耕作することなく平成 25 年まで元に戻った状態です。平成 25 年に豪雨災害がありましたけれども、航空写真の●●●●の左下に家と農地が見えますが、ここは●●さんと言う方の所でここは耕作されておりますが、鳥獣害対策でしっかり柵で囲ってあります。同時に●●●●、今耕作されている所が平成 25 年の豪雨災害で、かなり崩れていて、そこを直すのに業者がこの中に

道を付けて、災害復旧工事をされています。そのあとが少し農地で残っていますけれど、それ以外は全く誰も耕作することなく放棄されていたので、原野化になっております。この航空写真の右側に黒い影が見えますが、既に杉林で上に耕作している所がありますが、実際は耕作される方がいなくて、ここも今年から約半分は保全管理地になる予定です。これから先、果たしてここを元に戻して耕作する方が現れるかと言ったら、正直なところ可能性は無いかと思えます。申請のありましたように、所有者の●●●●さんは亡くなられておりまして、相続人の●●●●さんも娘さんが二人おられますが、●●●●の方におられまして帰って来られることも無いと思えます。●●●●さんの義理の弟さんが桜江町川越の方におられますけれど、この方は木工細工を作っていて、家の周り等の木については、何本か切って現在も使用されたりしていますが、農地については耕作をするようなことは無いと言っておられましたので、このまま非農地として認定されても問題はないかと思えます。よろしく願いいたします。

会 長 それでは、井上推進委員より調査結果の報告をお願いします。

井上推進委員 16日に案内をして頂いて現地を見てきました。今、田代委員が言われましたように、●●●●さんの義理の弟さん、●●●●さんと言いますが桜江町川越の方で、この方の案内で見て参りました。田代委員が話されたとおりで、申請地の税金を●●●●さんが全部支払いをされているそうで、●●●●さんは自分の土地でもないのに、税金を払うというのは大変苦痛だということで、非農地証明をして頂いて、私の負担を少なくして欲しいと話しておられました。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

●●番委員 すみません。位置図の中で番地の違う所がありますが。議案書の●●●●が位置図では●●●●となっています。

事務局 申し訳ありません。●●●●が正しいので、位置図の●●●●を●●●●に訂正をお願いします。

●●番委員 わかりました。

会 長 他に何かご質問等はありませんか。

●●番委員 よろしいですか。川越の●●●●さんとは田津の●●●●さんですか。

8番委員 いえ、久井谷です。

●●番委員 わかりました。

会 長 他に何かご質問等はありませんか。

●●番委員 現地の写真ですが、●●●●と●●●●は全く同じ写真だと思いますが。

事務局 地形を見てみますと、●●●●の写真かと思われます。●●●●は写真が違  
うようです。

会 長 他に何かご質問等はありませんか。

●●番委員 写真の方で●●●●ですが、ネットのような物で囲ってある所が見えま  
す、これは耕作でもしているのでしょうか。

8番委員 このネットで囲っている所は●●●●ではありません。●●●●は、その上  
の方の杉林になります。ネットのある所は他の耕作地です。

●●番委員 そうですか。わかりました。

会 長 他に何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する  
ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の2については、証明することに  
決しました。

《 嘉久志町 》

会 長 次に議案第3号「非農地証明の3について」を議題といたします。事務局  
の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務  
局の説明をお願いします。

事務局 場所は位置図の12ページをご覧ください。農地の場所は●●●●、登記簿は  
畑で現況は山林です。面積は●●●●。所有者は●●●●。非農地の事由です  
が、申請地は昭和27年以前より、自然に増えた竹や雑木等の繁茂により山林  
となり現在に至るといことです。申請人は木原行政書士さんで、担当委員は  
農業委員の原田委員と農地利用最適化推進委員の野村委員です。以上です

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。なお、今回野村委

員は欠席ですので、原田委員の方でお願いいたします。

10番委員 場所は位置図の12ページをご覧ください。併せて航空写真の非農地証明3を見て頂けたら、場所も分かると思います。こちらは、中央公園の辺りになります。写真を見て頂くと分かると思いますが、赤い屋根の建物が江津市民体育館になります。その前を走っているのが跡市へ向かう農道になるかと思えます。交差点を入って行きますと写真に申請地ということで、赤く囲ってある場所なのですが、15日の日曜日、午後1時から野村推進委員と一緒に場所の確認へ行きました。ただ、場所へはこの道沿いを歩いて、どこからか入る道がないか探したのですが、全然入れるような道もなくて、写真では何となく入れるような感じで見たのですが、実際に現場へ行ってみると、萱や背の高い物が道沿いに生えていまして、中まで進入することが出来ませんでした。大体、ここの位置だろうということで確認をしまして、確実に山林化しているということで、農地とはとても見えないという所でした。写真の一番最後に3枚写真がありますが、竹藪のような形で申請地とあるのですけれど、この写真だとそこまで近づけるように見えるのですが、実際には背の高い物が生えています。写真では竹藪の周りは草刈りをしているように見えますが、このような感じでは無くて、どこがこの切れ目かも分からないくらいの状況で中まで入り込むことは出来ませんでした。二人でこの周りを歩きながら、この辺りだろうということで確認をしました。高低差もありまして、平地で竹などが生えている訳では無くて、山のような所に竹藪や雑木が生えている状態で、畑とは認識が出来ないような状況でした。非農地として認めても、問題は無いかと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の3については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 6、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 意見第 1 号が 2 冊ございますが、厚い方から説明をいたします。それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思います。まず 1 ページです。今回は桜江地区が市山、江津地区は金田町、松川町太田、松川町八神、波積町北、波積町本郷が出ております。設定期間は 3 年、5 年 10 年とあります。合計が●●●●。新規は●●●●㎡で、再設定は●●●●。2 ページ目をご覧下さい。利用権設定ですが、番号 1 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。5 年間の使用貸借となっております。次に番号 2 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 5 年で、10a 当りの賃借料は●●●●の賃貸借となっております。次に番号 3 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●です。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 5 年で、10a 当りの賃借料は●●●●の賃貸借となっております。次に 3 ページをご覧下さい。番号 4 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は合計で●●●●利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 5 年間の使用貸借となっております。次に番号 5 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 5 年間の使用貸借となっております。次に番号 6 です。農地の場所は●●●●。登記簿現況ともに田です。面積は合計で●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 10 年で、10a 当りの賃借料は●●●●。次に番号 7 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は合計で●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 10 年で、10a 当りの賃借料は●●●●となっています。次に番号 8 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 10 年で、10a 当りの賃借料は●●●●。続きまして、番号 9 です。農地の場所

は●●●●。面積は田が●●●●で畑が●●●●、合計で●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は5年間の使用貸借となっております。次に番号10です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は合計で●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は5年の使用貸借となっております。次に番号11です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は5年の使用貸借となっております。次に番号12です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は農地利用集積円滑化団体の江津市となっております。次に番号13です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は合計で●●●●。利用権を設定する者が眞田泰文さん、江津市松川町八神40番地1の方です。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号14です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は合計で●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号15です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は合計で●●●●。利用権を設定する者が●●●●、設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号16です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号17です。農地の場所は●●●●。登記簿現況ともに田です。面積は合計で●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号18です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号19です。農地の場所は●●●●。登記簿現況ともに田です。面積は合計で●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期

間は 10 年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。続きまして、番号 20 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 10 年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号 21 です。農地の場所は●●●●。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 10 年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号 22 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 10 年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号 23 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 10 年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号 24 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 10 年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号 25 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 10 年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。続きまして 11 ページになります。番号 26 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 10 年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号 27 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 10 年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号 28 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 10 年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号 29 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は 10 年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号 30 です。農地の場所は●●●●。●●●●は登記簿現況ともに田で●●●●、●●●●は登記簿現

況ともに畑で●●●●、面積は合計で●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号31です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。続きまして13ページ、番号32です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が福●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号33です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号34です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号35です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号36です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号37です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借で、代理人は江津市となっております。次に番号38です。農地の場所は●●●●。田と畑があります。田が●●●●で畑が●●●●、合計が●●●●。利用権を設定する者が●●●●。設定を受ける者が●●●●。期間は3年の使用貸借です。続きまして、もう一冊の意見第1号をご覧ください。●●●●で新規設定です。●●●●ございます。次に2ページをご覧ください。番号1です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。利用権の設定を受ける者が●●●●。期間は10年の使用貸借です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、

江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

●●番委員 3ページと4ページにあります波積町北についてですが、利用権の設定を受ける●●●●さんは、80歳くらいになる方だと思います。期間が10年の契約になっていますが、そんなにされるのでしょうか。間違いはないですか。

山本係長 申出書が10年出ていますので、双方とも相対で印鑑を付かれて確認をして提出頂いているので、間違いは無いと思います。

●●番委員 わかりました。

会 長 他にご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他については、総会終了後に行います。よろしく願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第1回江津市農業委員会総会を閉会といたします。

[ 閉会 午前11時00分 ]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員

